

V 横浜市介護保険運営協議会

1 横浜市介護保険条例（抜すい）

施行期日：平成12年4月1日施行

（横浜市介護保険運営協議会の設置）

第14条 介護保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、横浜市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織）

第15条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 被保険者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 保健・医療・福祉関係者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第16条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第17条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、第1項の規定に準じて選任された委員が、その職務を代理する。

2 横浜市介護保険条例等施行規則（抜すい）

施行期日：平成18年4月1日施行

（協議会の招集手続）

第39条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員の3分の1以上が招集を請求したときは、協議会の会議を招集しなければならない。

3 会長は、協議会の会議の3日前までに、その会議の期日、場所及び審議事項を委員に通知しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（議事）

第40条 協議会の会議は、委員の定数の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（報告）

第41条 会長は、審議した結果及び会議の概要についての報告書を市長に提出しなければならない。

（幹事及び書記）

第42条 協議会に、幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事及び書記は、本市職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、協議会の所掌事務について委員を補佐する。

4 書記は、会長の命を受け、協議会の事務に従事する。

（部会）

第42条の2 協議会に地域密着型サービス運営部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、地域密着型サービス事業者等の指定等に関する事項を調査審議する。

（委員）

第42条の3 部会は、委員7人をもって組織する。

2 部会の委員は、協議会の委員のうちから、会長が指名する。

（部会長）

第42条の4 部会に部会長を置き、部会委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、部会を代表し、その会務を掌理する。

3 部会長に事故があったとき、又は欠けたときは、第1項の規定に準じて選任された委員が、その職務を代理する。

（招集）

第42条の5 部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会の会議は、部会の委員の定数の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

（部会に係る委任）

第42条の6 この規則に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

（協議会の庶務）

第43条 協議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

（協議会に係る委任）

第44条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

3 横浜市介護保険運営協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市介護保険条例等施行規則（平成12年3月横浜市規則第4号）第44条の規定に基づき、横浜市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 協議会は、介護保険事業ならびに地域包括支援センター運営事業の円滑な実施に向けて、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 横浜市介護保険事業計画の実施に関する事。
- (2) 介護保険給付に関する事。
- (3) 地域包括支援センターの設置及び運営等に関する事。
- (4) 地域密着型サービス等の指定基準及び介護報酬の設定に関する事。
- (5) その他介護保険事業の円滑な実施に関する事。

(議事録の作成)

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）の議事録は、開催日時、会議に付した事案の件名、議事の概要等を記するものとする。

2 会議の議事録は、出席委員の承認を得て確定する。

(会議の傍聴)

第4条 会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員及び申込み期間は、会議ごとに会長が定めるものとする。

- 2 傍聴を希望する者は、あらかじめ電話等で健康福祉局に申し込むものとする。
- 3 傍聴の申込みは先着順とし、定員に達し次第、締め切るものとする。
- 4 傍聴者は、会場の指定された場所に着席しなければならない。
- 5 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。
- 6 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。
- 7 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場から退去を命じることができる。

(会議の非公開)

- 第5条 横浜市が保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条ただし書の規定により、会議を非公開とするときは、会長はその旨を宣告するものとする。
- 2 前項の場合において、会長は、必要があると認めるときは、出席委員の意見を聞くことができる。

(委任)

- 第6条 この要綱に定めるものを除くほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成12年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

4 横浜市介護保険運営協議会委員名簿

平成21年3月30日現在

区分	団体等	委員	備考
	横浜市町内会連合会会長	石井 正雄	
	市民公募（第1号被保険者）	大井 要子	
	市民公募（第2号被保険者）	亀地 礼子	
	(社)横浜市身体障害者団体連合会常務理事	川村 祐史	
	横浜商工会議所副会頭	後藤 ヨシ子	
	日本労働組合総連合会神奈川県 連合会横浜地域連合議長代行	武田 潔	
	(社)認知症の人と家族の会 神奈川県支部世話人	田村 加代子	
	市民公募（第1号被保険者）	西村 正宏	
学識経験者	横浜弁護士会	市村 大三	
	ジャーナリスト	越智 登代子	
	神奈川県立保健福祉大学教授	山崎 泰彦	会長
保健・医療・福祉関係者	(社)横浜市薬剤師会常務理事	鵜飼 典男	
	(社)横浜市医師会副会長	白木 洋二	
	(社)かながわ福祉サービス振興会専務理事長	瀬戸 恒彦	
	(社)神奈川県社会福祉士会	成田 すみれ	
	(社)神奈川県看護協会常務理事	野地 金子	
	(社)横浜市歯科医師会常務理事	羽根田 佳己	
	横浜市民生委員児童委員協議会理事	松井 佑子	
	(社)横浜市福祉事業経営者会会長	松井 住仁	
	(福)横浜市社会福祉協議会常務理事	横松 進一郎	職務代理者

分野別・五十音順（敬称略）

5 横浜市介護保険運営協議会の開催実績及び審議内容について

開催日	審議内容等
第1回 平成18年7月14日（金）	1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の平成17年度取組状況について 2 平成18年度介護保険制度改正の施行状況について 3 新規サービスの実施状況について (1) 小規模多機能型居宅介護 (2) 療養通所介護
平成18年度 第2回 平成18年9月21日（木）	1 横浜市介護保険運営協議会会長及び会長職務代理者の選任について 2 地域密着型サービス運営部会委員の指名について 3 第2期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の実施状況について 4 地域包括支援センターの新規設置について 5 介護サービス情報の公表制度について
第3回 平成18年12月21日（木）	1 地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の公正・中立性の評価について 2 地域包括支援センターの運営状況及び関連事業等について
第4回 平成19年2月9日（金）	1 介護認定審査会の運営方法の変更について 2 介護保険料の特別徴収（年金天引き）開始時期の複数回化について 3 平成19年度地域支援事業等の実施内容（案）について
平成19年度 第1回 平成19年7月13日（金）	1 平成18年度横浜市介護保険事業の実施状況について 2 平成18年度横浜市介護予防事業の実施状況について 3 第3期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の平成18年度取り組み状況について 4 第4期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に向けた高齢者実態調査等（案）について
第2回 平成19年11月2日（金）	1 平成18年度横浜市介護保険事業費会計決算の概要について 2 平成19年度横浜市介護保険事業の実施状況について 3 平成19年度横浜市介護予防事業の実施状況について 4 平成18年度地域包括支援センターの運営状況及び関連事業等について
第3回 平成20年2月8日（金）	1 平成20年度高齢者保健福祉事業関連予算案の概要について 2 平成19年度横浜市介護保険事業の実施状況について 3 地域包括支援センターの新規設置について

平成 20 年度	第1回 平成20年7月4日（金）	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成19年度横浜市介護保険事業の実施状況について 2 平成19年度横浜市介護予防事業の実施状況について 3 第4期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について
	第2回 平成20年9月18日（木）	<ol style="list-style-type: none"> 1 第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について 2 平成19年度地域包括支援センターの運営状況及び関連事業等について 3 地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の公正・中立性評価について
	第3回 平成20年11月18日（火）	<ol style="list-style-type: none"> 1 第4期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案について
	第4回 平成21年2月13日（金）	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成21年度高齢者保健福祉事業関連予算案の概要について 2 第4期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について 3 第4期介護保険料について 4 地域包括支援センターの新規設置について
	第5回 平成21年3月	<ol style="list-style-type: none"> 1 第4期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について 2 介護支援ボランティアポイント事業について

VI 平成19年度、平成20年度横浜市高齢者実態調査の概要

調査の種類	調査目的	調査対象 (調査方法)	回収数	調査 時期	調査内容
1 高齢者一般 調査 (65歳以上) 【抽出】 〔健康や介護 についての アンケート (介護一般調 査)〕	第4期計画の基本資料として、平成16年度に実施した高齢者一般調査を基本に経年変化を調査するとともに、制度改正に伴う新規項目を追加し本市高齢者の全体像を把握する。	○65歳以上の市民 (4,000人) 郵送により調査票を送付・回収	2,553人 (回収率) 63.8%	19年11月	・基本属性(性別、年齢、世帯構成等) ・住まいの状況 ・身体状況、健康への意識・行動 ・社会参加、日常生活 ・保険料(負担感等)等
2 在宅サービ ス・地域密着 型サービス 利用者調査 【抽出】 〔介護保険在 宅サービス利 用者調査〕	要介護認定者を対象に、在宅系サービスの利用状況・意向等を把握し、今後の在宅系サービス利用量の推計に活用する。	○在宅サービス・地域密着型サービス利用者 (4,000人) 郵送により調査票を送付・回収	2,225人 (回収率) 55.6%	19年11月	・基本属性(性別、年齢、世帯構成等) ・住まいの状況 ・身体状況、介護サービス利用状況 ・介護者の状況 ・保険料(負担感等)等
3 介護予防サ ービス・地域 密着型介護 予防サービ ス利用者調 査 【抽出】 〔介護保険在 宅サービス利 用者調査 (要支援)〕	要支援認定者を対象に、介護予防サービス(地域密着型介護予防サービスを含む。)の利用状況、利用意向等を把握し、今後の介護予防サービスのサービス利用量の推計に活用する。	○介護予防サービ ス・地域密着型介護 予防サービス利用 者 (1,000人) 郵送により調査票 を送付・回収	625人 (回収率) 62.5%	19年11月	・基本属性(性別、年齢、世帯構成等) ・住まいの状況 ・身体状況、介護サービス利用状況 ・介護予防への取り組み ・保険料(負担感等)等
4 介護保険サ ービス未利 用者調査 【抽出】 〔介護保険サ ービス未利用 者調査〕	介護保険サービスを利用しない理由を把握し、今後の介護サービス利用の意向や特定高齢者への回帰の可能性等を見込む。	○要介護(要支援)認 定者で介護保険サ ービスを全く利用 していない方 (2,000人) 郵送により調査票 を送付・回収	1,101人 (回収率) 55.1%	19年11月	・基本属性(性別、年齢、世帯構成等) ・住まいの状況 ・身体状況、介護サービス未利用状況 ・保険料(負担感等)等
5 特別養護老 人ホーム入 所申込者調 査 【抽出】 〔特別養護老 人ホーム入所 申込者調査〕	特別養護老人ホームに入所申込みをしている方について、心身の状況や介護力、入所希望理由等を把握し、今後の特別養護老人ホーム整備の必要量を見込む上での参考とする。	○特別養護老人ホー ム入所申込者 (1,500人) 郵送により調査 票を送付・回収	937人 (回収率) 62.5%	19年11月	・基本属性(性別、年齢、世帯構成、等) ・住まいの状況 ・身体状況、介護サービス利用状況 ・入所待ちの状況(入所希望施設の条件等) ・保険料(負担感等)等

調査の種類	調査目的	調査対象 (調査方法)	回収数	調査 時期	調査内容
6 高齢者一般調査 (55～64歳) 【抽出】 〔健康や介護についてのアンケート（一般調査）〕	第4期計画の基本資料として、平成16年度に実施した高齢者一般調査を基本に経年変化を調査するとともに、制度改正に伴う新規項目を追加し本市高齢者の全体像を把握する。 今回は新たに55～64歳の市民を調査対象に加え、生活習慣病予防と介護予防の一体的実施の意義についても把握する。	○55～64歳の市民 (2,000人) 郵送により調査票を送付・回収	1,044人 (回収率) 52.2%	20年1月	<ul style="list-style-type: none"> 基本属性(性別、年齢、世帯構成等) 日常生活、健康の状況(健康づくり・生活習慣病予防・介護予防の取組み、持病等) 社会参加・生きがい等の状況(日常の外出頻度等) 住まいの状況(自宅・賃貸の別、共同住宅の居住階数等) 介護保険に対する意識(サービスの認知度、制度改正の理解、介護保険サービス・介護予防事業の利用意向等) 保険料(負担感等)等
7 特定高齢者調査 【抽出】 〔介護予防についてのアンケート〕	介護保険の認定非該当者のうち、基本チェックリスト及び医師による生活機能評価の結果、要介護状態となる可能性が高いと判断された高齢者について、転倒骨折予防教室など介護予防事業利用の動機、契機、効果、利用しない理由等を把握する。	○特定高齢者 (1,000人) 郵送により調査票を送付・回収	623人 (回収率) 62.3%	20年1月	<ul style="list-style-type: none"> 基本属性(性別、年齢、世帯構成等) 日常生活、健康の状況(健康づくりの取組み、持病等) 社会参加・生きがい等の状況(日常の外出頻度を含む。) 住まいの状況(自宅・賃貸の別、共同住宅の居住階数等) 介護予防事業の利用状況(利用動機、利用契機・把握ルート等:利用していない場合にはその理由等) 介護予防事業の成果、満足度、今後の利用意向 保険料(負担感等)等
8 在宅サービス (介護予防・地域密着型を含む)事業所調査 【悉皆】 〔介護サービス事業所調査〕	在宅サービス事業所の運営状況を調査し、利用者の状況、サービスの質の確保・評価、人材確保等について現状を把握し、今後の在宅サービス供給量を推計する上で参考とする。	○在宅サービス事業所(居宅療養管理指導事業所を除く。) (2,103か所) 郵送により調査票を送付・回収	967か所 (回収率) 46.0%	20年1月	<ul style="list-style-type: none"> 事業所(者)の概要(所在地、サービス提供内容・併設サービスの有無、従事者数・人件費比率等) 利用者の状況(年齢、要介護度、ADL、認知症等) 苦情対応、サービスの質向上のための取組状況 福祉・保健・医療との連携関係(医療機関、訪問看護ステーション、在宅サービス事業所との連携実態等) 事業規模、今後の事業展開等

調査の種類	調査目的	調査対象 (調査方法)	回収数	調査 時期	調査内容
9 介護保険施設 調査 (特養・老健) 【悉皆】 [特別養護老人 ホーム調査] [介護老人保健 施設調査]	介護保険3施設の運営状 況を調査し、入所者の状況や 在宅復帰の可能性、サービス の質の確保・評価、人材確保 等についての現状を把握し、 施設間の機能分担のあるべき 姿と現実のギャップ、利用 者が求めるサービス等につ いて検討する。 併せて、介護療養型医療施 設の転換の見通し・影響を把 握する。	○特別養護老人ホーム (100か所) ○老人保健施設 (70か所) 郵送により調査 票を送付・回収	○特別養 護老人 ホーム 78か所 (回収率) 78.0% ○老人保 健施設 40か所 (回収率) 57.1%	20年1月	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業者の概要(所在地、サ ービス提供内容・併設サービ スの有無、従事者数・人件費比率 等) 入所者の状況(年齢、要介護度、 ADL、認知症の有無、医療区 分、リハビリの有無、入所前の居 住地等) 退所者の状況(退所理由、退所 後の行き先、退所者が出てから 次の入所者が入るまでの平均 的な期間等) 苦情対応、サービスの質向上の ための取組状況(第三者委員、 介護相談員の受入状況等) 福祉・保健・医療との連携関係 (医療機関、訪問看護ステーシ ョン、在宅サービス事業所との 連携実態等) 療養病床(医療型・介護型)の転 換意向、受入れ先確保の具体 方策 等
10 居住系サービ ス事業所調査 【悉皆】 [介護サービス 事業所(居住 系)調査]	特定施設(有料老人ホーム、 ケアハウス)及び認知症 高齢者グループホームの運 営状況を調査し、入居者の状 況、サービスの質の確保・評 価、人材確保等についての現 状を把握し、利用者が求める サービス等について検討す る。 併せて、療養病床転換に伴 い退院を余儀なくされる医 療区分の低い利用者の受入 可能性も調査する。	○特定施設 (110か所) ○認知症高齢者グル ープホーム (240か所) ○養護老人ホーム (6か所) ○軽費老人ホーム・ ケアハウス(10か所) 郵送により調査票を 送付・回収	272か所 (回収率) 57.1%	20年1月	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業者の概要(所在 地、サービス提供内容・併設サ ービスの有無、従事者数・人件 費比率等) 入居者の状況(年齢、要介護度、 ADL、認知症の有無、入所前 の居住地等) 退去者の状況(退去理由、退去 後の行き先、退去者が出てから 次の入居者が入るまでの平均 的な期間等) 苦情対応、サービスの質向上の ための取組状況 福祉・保健・医療との連携関係 (医療機関、訪問看護ステーシ ョン、在宅サービス事業所との 連携実態等) 療養病床(医療・介護療養型医 療施設)の転換に伴う退去者受 入の意思 等

調査の種類	調査目的	調査対象 (調査方法)	回収数	調査 時期	調査内容
11 介護サービス 従事者調査 (ホームヘルパー) 【抽出】 〔訪問介護員 (ヘルパー) へのアンケート〕	介護現場で働いているケアワーカー、ホームヘルパー等の介護サービス従事者の意識を調査し、働きがいの確保、定着率の向上に向けた効果的な対策を検討するための参考とする。	○ホームヘルパー(1,280人) 郵送により調査票を送付・回収	634人 (回収率) 49.5%	20年1月	<ul style="list-style-type: none"> 基本属性(性別、年齢、勤続年数、保有資格等) 居住環境(自宅・賃貸・寮の別)、通勤時間等 労働環境(勤務時間、休暇、交代制勤務における夜勤・準夜勤の頻度、福利厚生制度等) 働きがいについての意識、疲労感等 研修受講機会の確保等の環境 勤続する上で望ましいと思う待遇(給与・手当水準、勤務時間、施設内保育所、福利厚生制度等)等
12 居宅介護支援 事業所調査 【悉皆】 〔居宅介護支援 事業所調査〕	要介護者の在宅サービス利用調整状況を調査し、利用者の状況、サービスの質の確保・評価、人材確保等について現状を把握し、質の高いケアマネジメントを実現する上での参考とする。	○居宅介護支援事業所(715か所) 郵送により調査票を送付・回収	476か所 (回収率) 66.6%	20年1月	<ul style="list-style-type: none"> 事業所(者)の概要(本社所在地等、サービス提供地域、サービス提供内容、併設サービスの有無、従事者数、職員研修、事業者連絡会等への参加、離職率等) 利用者の状況(年齢、要介護度、ADL、認知症の有無、利用満足度等) 苦情対応、サービスの質向上のための取組状況 福祉・保健・医療との連携関係(医療機関、訪問看護ステーション、在宅サービス事業所との連携実態等) 事業規模、今後の事業展開 等
13 ケアマネジャー 調査 【悉皆】 〔ケアマネジャー 調査〕	ケアマネジャーの業務実態、制度改正(標準担当件数の低減、介護報酬区分の変更)前後の仕事ぶりの変化、ケアマネジメント業務実施上の課題等について、現場の第一線でサービス調整に従事するケアマネジャーの意識を把握する。	○ケアマネジャー(1,642人) 郵送により調査票を送付・回収	1,060人 (回収率) 64.6%	20年1月	<ul style="list-style-type: none"> 基本属性(性別、年齢、勤続年数、ケアマネ以外の保有資格、転職経験等) 所属する居宅介護支援事業所の状況(設置主体の法人類型、独立型・併設型の別 等) 労働環境(勤務時間、休暇、時間外勤務の実態 等) 働きがいについての意識、疲労感等 研修受講機会の確保等の環境 勤続する上で望ましいと思う待遇(給与・手当水準 等) 利用者の状況(要介護度別担当人数等) 福祉・保健・医療との連携関係(医療機関、訪問看護ステーション、在宅サービス事業所との連携実態等)等 サービス調整上困難と感ずること 行政からの支援として望むこと 等

調査の種類	調査目的	調査対象 (調査方法)	回収数	調査 時期	調査内容
14 介護サービス 従事者調査 (施設介護職 員) 【抽出】 〔施設介護に ついてのアン ケート(介護職 員アンケート)〕	介護現場に従事しているケアワーカー、ホームヘルパー等の介護サービス従事者の意識を調査し、働きがいの確保、定着率の向上に向けた効果的な対策を検討するための参考とする。	○特別養護老人ホームに従事するケアワーカー(1,000人) 郵送により調査票を送付・回収	529人 (回収率) 52.9%	19年11月	<ul style="list-style-type: none"> 基本属性(性別、年齢、勤続年数、保有資格等) 労働環境(勤務時間、休暇等) 働きがいについての意識、疲労感等 研修受講機会の確保等の環境 勤続する上で望ましいと思う待遇 等
15 在宅療養支援 診療所調査 【悉皆】	在宅療養・介護を総合的に支援する目的で平成18年度から設けられた在宅療養支援診療所の現状を把握し、医療依存度の高い要介護者について、地域におけるケアマネジメントの実効性をいかに高めていくかを検討する上での参考とする。	○在宅療養支援診療所(230か所) (医科229か所・ 歯科1か所) 郵送により調査票を送付・回収	107か所 (回収率) 46.5%	20年3月	<ul style="list-style-type: none"> 診療所の概要(従事者数、職員研修体制、事業者連絡会等への参加、訪問看護ステーションとの協力体制等) 福祉・保健・医療との連携関係(病院等、地域の中核的な医療機関、訪問看護ステーション、在宅サービス事業所との連携の方法等) サービスの質の向上のための取組状況 等
16 地域包括支援 センター調査 【悉皆】	平成18年度から設置された地域包括支援センターが実施する介護予防利用調整や地域のネットワーク構築形成への取組状況等を調査し、地域包括支援センターが地域の中核機関として一層機能するための方策を検討するための参考とする。	○地域包括支援センター (123か所(うちブ ランチ3か所)) 郵送により調査票を送付・回収	93か所 (回収率) 75.7%	20年6月	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター業務の概況(要支援者のケアプラン作成件数、特定高齢者把握・プラン作成状況、相談件数、権利擁護業務取組状況、包括的・継続的マネジメント支援業務の実施状況等) 苦情対応、サービスの質の向上のための取組状況 福祉・保健・医療との連携関係(医療機関、訪問看護ステーション、在宅サービス事業所との連携実態等) 地域住民への働きかけの状況 地域包括支援センター運営上の課題 等

調査の種類	調査目的	調査対象 (調査方法)	回収数	調査 時期	調査内容
17 地域包括支援 センター専門 職調査 【悉皆】	地域包括支援センターに配置された専門3職種の業務実態を調査し、職種ごとに専門性を活かしながら3職種がチームで地域に効果的に関わることができるよう、支援策を検討するための参考とする。	○地域包括支援センター(123か所)の3職種(保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャー)(369人)郵送により調査票を送付・回収	273人 (回収率) 74.0%	20年6月	<ul style="list-style-type: none"> 基本属性(性別、年齢、勤続年数、保有資格等) 労働環境(勤務時間、休暇、時間外勤務の実態、福利厚生制度等) 働きがいについての意識、疲労感等 研修受講機会の確保等の環境 勤続する上で好ましいと思う待遇(給与・手当水準、勤務時間、福利厚生制度等) 利用者の状況(要介護度別担当人数等) 福祉・保健・医療との連携関係(医療機関、訪問看護ステーション、在宅サービス事業所との連携実態等) 業務遂行上困難と感ずること 地域の根差とワーク形成についての成功事例・課題 行政からの支援として望むこと等
18 療養病床調査 【悉皆】	介護保険3施設の運営状況を調査し、入所者の状況や在宅復帰の可能性、サービスの質の確保・評価、人材確保等についての現状を把握し、施設間の機能分担のあるべき姿と現実のギャップ、利用者が求めるサービス等について検討する。 併せて、介護療養型医療施設の転換の見通し・影響を把握する。	○介護療養病床(16か所) ○医療療養病床(30か所)郵送により調査票を送付・回収	○介護療養病床 9か所 (回収率) 56.3% ○医療療養病床 20か所 (回収率) 66.7%	20年6月	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業者の概要(所在地、サービス提供内容・併設サービスの有無、従事者数・人件費比率等) 入所者の状況(年齢、要介護度、ADL、認知症の有無、医療区分、リハビリの有無、入所前の居住地等) 退所者の状況(退所理由、退所後の行き先、退所者が出てから次の入所者が入るまでの平均的な期間等) 苦情対応、サービスの質向上のための取組状況(第三者委員、介護相談員の受入状況等) 福祉・保健・医療との連携関係(医療機関、訪問看護ステーション、在宅サービス事業所との連携実態等) 療養病床(医療型・介護型)の転換意向、受入れ先確保の具体方策等

調査の種類	調査目的	調査対象 (調査方法)	回収数	調査 時期	調査内容
19 小規模多機能型居宅介護サービス利用者調査 【抽出】	小規模多機能型居宅介護サービス利用者を対象に、サービスの利用状況、利用意向等を把握し、今後のサービスの利用拡大に向けた方策の検討に活用する。	○小規模多機能型居宅介護サービス利用者 (381人) 郵送により調査票を送付・回収	223人 (回収率) 58.5%	20年7月	<ul style="list-style-type: none"> 基本属性(性別、要介護度等) サービス利用状況(利用期間、利用開始前の介護サービス利用、利用開始理由、利用サービス種類、回数・頻度等) サービスの良い点、満足度 利用料(負担感等) サービスに係る意見要望 等
20 小規模多機能型居宅介護事業所調査 【悉皆】	小規模多機能型居宅介護事業所を対象に、参入理由、サービスの利用状況、スタッフや利用者確保等の取り組みなど現状及び事業運営上の課題等を把握し、今後の事業所整備に向けた方策の検討に活用する。	○小規模多機能型居宅介護事業所 (28か所) E-mailにより調査票を送付・回収	27か所 (回収率) 96.4%	20年7月	<ul style="list-style-type: none"> 登録定員、登録者数 参入理由、他法人が参入をためらう原因 利用者・スタッフ確保の取り組み サービスに係る利用者・スタッフからの意見 今後の事業参入意向 事業運営の最も負担となること サービスに対して求める改善点等
21 一般診療所アンケート調査 【悉皆】	一般診療所における往診・訪問診療の現状を把握し、在宅療養を進めていくための環境整備等方策の検討に活用する。	○診療所(在宅療養支援診療所を含む) (2,748か所) 郵送により調査票を送付・回収	1,020 か所 (回収率) 37.1% うち 一般診療所 805か所	20年9月	<ul style="list-style-type: none"> 診療所の概要(所在地、標榜科、形態等) 診察の状況(患者数、往診回数等) 福祉・保健・医療との連携関係(病院等、地域の中核的な医療機関、訪問看護ステーションとの連携の方法等) 在宅療養・在宅医療の課題

Ⅶ 用語集

(50音順)

用語	説明
アセスメント	高齢者の心身の状態や生活状況を把握したうえで、現状を分析し、より良い介護サービスの提供等に結びつけるための検討を行うこと。
ウイリング横浜 (横浜市福祉保健研修交流センター)	研修・情報提供・福利厚生を通じて福祉保健人材の育成を行っており、研修室、介護実習室、資料閲覧室、宿泊室、体育室など幅広く活用できる施設。市社会福祉協議会が運営し、各区社会福祉協議会が相談・サービス提供を行っている。
運動器	身体機能を支える骨や関節などから構成される筋・骨格・神経系の総称。
栄養改善	低栄養状態にある高齢者に対し、管理栄養士が中心となり、栄養バランスのとれた食事のとり方等について、講義や個別相談等の支援を行う。
NPO(NPO法人)	Nonprofit Organizationの略で民間非営利組織をいう。狭義では、特定非営利活動促進法に基づき都道府県知事または内閣総理大臣の認証を受けたNPO法人(特定非営利活動法人)を指す。利益を構成員に分配することなく、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とした活動(特定非営利活動)を行う団体。
介護サービス情報公表制度	利用者が適切に介護サービスを選択できるように、すべての介護サービス事業者・施設にはサービス内容や運営状況など、利用者の選択に資する情報を公開することが義務付けられている。事業者は介護サービス情報を都道府県知事に報告し、一定の調査を経て情報の内容と調査結果が公表される。 介護サービスの情報公表の事務は、都道府県が指定する指定情報公表センターに行わせることができ、神奈川県においては「かながわ福祉サービス振興会」が指定情報公表センターに指定されている。
介護相談員派遣	サービスを利用する人の話を聞いて相談に応じるなどの活動を行う人(介護相談員)を、特別養護老人ホーム等に派遣することにより、利用者の不満・不安の解消を図るとともに、派遣を受けた施設等のサービスの質的な向上を図るための事業。
介護報酬	介護保険制度において、事業所や施設が利用者に介護サービスを提供した場合に、その対価として支払われる報酬をいう。介護報酬は、サービスの種類ごとに、平均的な費用等を勘案して設定されており、原則として、9割が介護保険から支払われ(介護保険給付)、残りの1割が利用者の自己負担となる。(例外として、居宅介護支援事業所のケアマネジャーや地域包括支援センターの保健師等によるケアプランの作成等については、1割の利用者自己負担はない。)
介護保険給付費準備基金	介護保険事業運営期間において、年度ごとの給付費の変動等に対処し、保険料余剰金を適正に管理するために設置されている。余剰金を積み立て、後年度の給付費支払いに備えている。
介護予防	高齢者ができる限り要支援・要介護状態に進むことなく、健康でいきいきした生活を送れるように、また、介護保険で要支援・要介護と認定された場合でも、状態がさらに進行しないように支援すること。
かかりつけ医	家族の日常的な診療や健康管理をしてくれる身近な医師のこと。また、入院や検査が必要な場合などに、適切な病院・診療科を指示、紹介してもらうことができる。

用語	説明
かながわ福祉サービス振興会	平成9年3月に社団法人として設立され、神奈川県内における行政、企業及び市民団体が連携・協力し、良質な介護サービスの提供を支援することを目的として、情報提供や介護サービス評価事業等を行っている。
危機管理(リスクマネジメント)	福祉サービスを提供する過程における事故の未然防止や、万が一発生した場合の対応への取り組み。情報の共有化や日常的なコミュニケーションの確保等をはじめ、事故防止の要点を含む業務マニュアルの整備や事故発生時の基本姿勢・手順等の周知徹底などを行う。
協働	公的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創り出したり、取り組むこと。
居宅介護支援事業者	ケアマネジャーが所属し、在宅におけるケアプランを作成したり、サービス事業者等との調整を行う事業所。
ケアマネジャー(介護支援専門員)	利用者の身体状態等に合わせ、ケアプランを作成するとともに、サービス事業者等との調整や、プラン作成後のサービス利用状況等の管理を行う者。資格は、保健・医療・福祉サービスの従事者で一定の実務経験を持つ者が、都道府県の行う試験に合格し、所定の実務研修を修了することによって得られる。
ケアハウス	60歳以上で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる方であって、家族による援助を受けることが困難な方のための入所施設。
ケアプラン(居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画)	在宅の要介護者等が、介護サービスを適切に利用できるように、心身の状況、生活環境、サービス利用の意向等を勘案して、サービスの種類、内容、時間及び事業者を定めた計画。
敬老特別乗車証	市内に居住している70歳以上に交付。利用できる交通機関は、市営バス・地下鉄、民営バス、金沢シーサイドラインとなっている。有効期間は、10月1日から翌年9月30日の一年間。対象者の所得に応じて、無料、3,200円、6,500円、8,000円、19,500円の利用負担額(年額)あり。
健康横浜21	健康増進法に基づく「市町村健康増進計画」として位置づけられている市民の健康づくりの計画(計画期間:平成13～22年度)。年齢、性別、病気、障害の有無にかかわらず、それぞれの価値観に基づいて健康づくりを行い、自らが健康でありたいと思える市民を増やすことを目指している。平成18年10月に計画の見直しを行い、平成22年度までに重点的に取り組むテーマを「生活習慣病予防の推進」とした。
現物給付	介護保険サービスを利用する際に、利用者は費用の1割を支払い、残り9割の保険給付は事業者が市町村から支払い(国民健康保険団体連合会を經由)を受ける方式で、多くの場合、現物給付でサービスが提供されている。一方、利用者がサービス利用時に費用の全額を事業者を支払い、その後9割分について市町村から支払いを受ける方式を「償還払い」という。

用語	説明
権利擁護	<p>認知症高齢者等判断能力が不十分な利用者の意志決定を援助し、不利益がないように支援を行うこと。社会福祉法においては、福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)、苦情解決、運営適正化委員会などが規定されている。また民法では成年後見制度が規定されている。</p> <p>権利擁護については、地域包括支援センターが身近な相談窓口となり、区役所や区社協あしんセンターと連携して地域権利擁護事業や成年後見制度の利用につなげ、高齢者虐待や悪質リフォーム詐欺等の経済被害の防止に努めている。</p>
口腔ケア(口腔機能の向上)	<p>口腔内を清潔に保つとともに、嚥下(えんげ)機能(うまく飲み込むこと)を低下させないよう、歯科衛生士等が歯や舌の汚れをチェックして正しい歯磨きの方法を指導し、また、食物や水分をむせずに飲み込むための口の体操等を行う。</p>
合計所得金額	<p>税法上の用語で、収入金額から必要経費等に相当する額を控除した額をいう。例えば、収入が年金のみの人であれば、「年金収入－公的年金控除」となる。第1号被保険者の保険料の所得段階は、課税状況及び合計所得金額等に基づいて算定されている。</p>
高齢者(保健)福祉計画	<p>高齢者(保健)福祉事業についてサービスの供給量や整備量等を定め、その確保策を示す。老人福祉法に基づき市町村が定める。本市では介護保険事業計画と一体的に策定している。3年ごとに見直している。</p>
介護保険事業計画	<p>介護保険事業を円滑に実施するため、介護保険法に基づいて市町村が介護保険サービスの提供量や確保策を定めている計画。計画に定めるサービス見込み量等に基づき第1号被保険者の保険料を算出する。3年ごとに見直している。</p>
高齢者保養研修施設ふれーゆ	<p>高齢者の社会参加や交流の促進、保養と健康増進を目的とした、資源循環局鶴見工場の余熱利用施設。流れるプール等各種温水プールをはじめ、人工温泉大浴場、大広間、展示温室などがあり、高齢者以外の人でも利用できる。平成8年に鶴見区に設置。</p>
高齢者向け優良賃貸住宅	<p>高齢者の安全で安定した居住を確保するため、市が認定した供給計画に従い民間事業者等が建設する高齢者に配慮した施設や生活支援サービスを備えた賃貸住宅。</p>
国民健康保険団体連合会(国保連)	<p>国民健康保険法に規定された公法人で都道府県単位に設立されている。介護保険においては、事業者への保険給付の審査・支払業務を市町村から受託して行っているほか、サービスの質の向上に関する調査及び事業者に対する助言指導等を行う。</p>
コミュニティビジネス	<p>地域・コミュニティの様々なニーズや課題に対応して、継続的に事業を行い、まちづくり、地域情報の発信、商店街活性化、環境・資源の保全、高齢者支援、子育て支援や子供の健全育成など、豊かな地域社会づくりと地域経済の活性化を目指すビジネス。</p>
在宅介護	<p>施設への入所や、病院への入院によらずに、それぞれの生活の場である自宅で介護を行うこと。介護保険法では「可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。」とされており、在宅介護を理念のひとつとしている。</p>
支給限度額	<p>訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(短期利用に限る)の13種類のサービスを合わせた1か月の利用限度額で、要介護度ごとに設定されている。支給限度額を超えたサービス費用は保険対象とならず、全額を利用者が負担することになる。</p>

用語	説明
市町村特別給付	市町村は、第1号被保険者(65歳以上)の保険料を財源として、要介護認定を受けた人に対して、介護保険法で定める保険給付(サービス提供)のほかに、独自に給付を実施することができる。これを「市町村特別給付」といい、その内容は条例で定めることとされている。
社会福祉協議会(社協)	社会福祉法第109条に基づき、社会福祉の増進を図ることを目的に全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている。民間としての「自主性」と広く住民や社会福祉関係者に支えられる「公共性」という二つの側面を併せ持った組織であり、横浜市においては、①社会福祉法人として専任職員と事務局を持つ「市社会福祉協議会」及び18の「区社会福祉協議会」②住民主体の任意団体でおおむね連合町内会エリアで活動する「地区社会福祉協議会」がある。
社会福祉法人	特別養護老人ホームの運営など、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の定めに基づき設立される公益法人の一種。活動に公共性、非営利性を求められる点は他の公益法人等と同様だが、社会福祉法人は継続・安定した事業運営ができるよう、より厳格な設立運営要件が求められるとともに、公的な助成や税制面の優遇を受けている。
主任ケアマネジャー	介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務を行う職種。地域包括支援センターにおいては、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の中心となる職種。
(福祉のまちづくり)重点推進地区事業	福祉のまちづくりを重点的に推進する地区として、市民・事業者・市の3者が協働で、すべての人が支え合い、誰もが安全かつ円滑に施設を利用することができる環境整備を推進する。
生涯学習支援センター・市民活動支援センター	さまざまな分野の市民活動、ボランティア活動を応援する拠点。市民活動に関する相談の受付、資料や情報の提供、ミーティングコーナーや会議室等の提供などを行っている。
自立支援	加齢や疾病に伴い、自立して生活することに不安のある高齢者に対して、自らの意思に基づきその能力と状態に応じた日常生活ができるように支援すること。
シルバー人材センター	健康で働く意欲を持つ定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的・短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、提供することにより、生きがいの充実及び福祉の増進を図り、活力ある地域づくりに寄与することを目的として設立した公共的な法人。
シルバーハウジング・プロジェクト	高齢者が地域の中で安全で快適な生活を送れるように、バリアフリーの設計で、緊急通報システムが設置され、また安否確認や生活相談等を行う生活援助員が派遣されている住宅を供給する事業。
身体拘束ゼロ	介護保険制度の施行に伴い、介護保険施設では車椅子ベルトを使用したり、ベッドを柵で囲んだり、部屋に鍵をかけるなどの入所者の行動を抑制する「身体拘束」が原則禁止とされた。厚生労働省は平成13年4月に身体拘束の廃止に向けての幅広い取り組みを「身体拘束ゼロ作戦」としてとりまとめた。
成年後見制度	認知症や障害により判断能力が不十分であり、財産管理や契約を自ら行うことができない人を保護し、支援する制度。親族等(身寄りがない場合は市町村)の申立てにより家庭裁判所が判断能力の程度に合わせて後見人等(後見人・補佐人・補助人)を選任する「法定後見制度」と、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、判断能力があるうちに自らが選んだ代理人と公正証書により身上相談や財産管理についての契約を結んでおく「任意後見制度」がある。
生活機能	自立した生活を送るために必要な能力全般のことであり、他者との交流など社会的な活動能力も含めた機能のこと。

用語	説明
生活習慣病	従来「加齢」という要素に着目して用いられてきた「成人病」を生活習慣という要素に着目してとらえ直し、再定義された概念。平成8年12月の公衆衛生審議会の意見具申において、「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に關与する疾患群」と定義された。
第三者評価	事業者の提供する福祉サービスの質を、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行うこと。事業者は評価結果をサービス向上に生かし、利用者は評価情報により適切な事業者を選択することが可能となる。
短期入所サービス	ショートステイとも呼ばれ、短期間、施設に入所して介護や機能訓練などを受けるサービス。特別養護老人ホーム等の福祉施設が行う「短期入所生活介護」と、老人保健施設や介護療養型医療施設などが行う「短期入所療養介護」がある。
地域ケアプラザ	市民の誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう、地域における福祉・保健の拠点として、地域包括支援センター及び地域活動交流等の機能を担う横浜市独自の施設。
地域支えあい連絡会	地域の民生委員や福祉保健団体などを構成員として、おおむね地域ケアプラザなどを単位に設置。援護を要する方が住み慣れた地域で、安心して生活を続けていくために、地域の問題を自ら考え、解決し、安心して暮らせる地域づくりに取り組み、合意形成を図っているが、現在は、地域支えあいネットワークとして推進。
地域福祉保健計画	社会福祉法第107条に基づき、地域福祉の推進のために策定する計画で、市計画と区計画がある。地域に住む誰もがいつまでも安心して暮らせるために、地域住民と行政及び関係団体・事業者が協働して、福祉や健康をはじめとした生活課題の解決のために取り組んでいる。
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護保険やその他の福祉保健サービスを適切に利用するため、保健師等・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどの専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプランの作成などの様々な支援を行う機関(全国共通で設置)。 横浜市では、「地域ケアプラザ」と一部の「特別養護老人ホーム」に、地域包括支援センターを設置。地域包括支援センターは、それぞれ担当する地域が決められている。
通所系サービス	介護保険の在宅サービスのうち、通所介護、通所リハビリテーションのこと。施設に通って受けるサービス。
認知症 ※平成16年に「痴呆症」の用語が改められたもの	アルツハイマー病や脳血管障害等の原因による脳の障害によって起こる病気。「物忘れが激しい」「言葉が出てこない」「段取りができない」などいくつかの症状が表れ、職業生活や社会生活に差し障りが出てくることもある。
ノンステップバス	乗降口に階段がなく、道路から床面までの高さが30センチ程度で、停車時には車高調整装置により、さらに10cm下げられ、歩道とほぼ同じ高さになり、誰もが楽に乗り降りできるバス。後方乗降口には、スロープが格納してあり車椅子利用者にとっても乗降しやすくなっている。
配食サービス・会食サービス	配食サービスとは、お弁当などを、自宅まで届けるサービスをいう。会食サービスとは、自治会館や地域ケア施設などを会場に、地域の方々と交流しながら昼食などの食事会を行うサービスをいう。
バリアフリー	もともとは建築用語で障壁となるもの(バリア)を取り除き(フリー)、生活しやすくすることを意味する。最近では、より広い意味で、高齢者や障害者だけではなく、全ての人にとって日常生活の中に存在する様々な(物理的、制度的、心理的)障壁を除去することの意味合いで用いられる。

用語	説明
(要介護認定の)非該当	「要介護状態」「要支援状態」のいずれにも該当しない状態。要介護認定において、「非該当」と決定された場合は、介護保険のサービスを利用することはできないが、横浜市では、介護予防・自立支援を推進するためのサービスを別々に実施しており、「非該当」となった人でも利用できる場合がある。
福祉のまちづくり条例	高齢者・障害者をはじめ市民の誰もが自分たちが暮らす地域で、安心して生活ができ、自らの意思で自由に行動し、参加することができる福祉のまちづくりを目指して、市民及び事業者の責務を明らかにしながら、人間性豊かな福祉都市の実現に資することを目的に平成9年3月に制定された条例。
福祉保健活動拠点	地域における市民の自主的な福祉保健活動等のための場を提供する施設。市民の誰もが日常的に相互に支えあい、住み慣れたところで安心して自立した生活が続けられる地域社会の実現に資するために、各区に1館ずつ設置されている。
フットケア	巻き爪、陥入爪の予防となる爪の切り方、タコなどができにくいように皮膚の手入れ方法や足底筋のトレーニングなどを行うことで、歩きやすい足づくりを行うこと。併せて、靴選びのポイントを学ぶ。
包括的・継続的ケアマネジメント支援	要介護高齢者の居宅生活を支援するために、主治医や介護支援専門員、施設などが円滑に連携を図ることができるような環境を整備すること。地域包括支援センターの主任ケアマネジャーが中心となって取り組む。
訪問看護ステーション	介護保険や医療保険により、看護師等が自宅を訪問し、主治医の指示に基づいて、療養上の世話や必要な診療の補助を行う「訪問看護」のサービスを提供する事業所のこと。
訪問系サービス	介護保険の在宅サービスのうち、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーションの総称。家を訪問して提供するサービス。
保健活動推進員	地域の健康づくりの推進役、行政の健康づくり施策のパートナー役として、地域において活動している。自治会町内会から選出され、市長が委嘱している。任期は2年。
(介護保険制度における)保健福祉事業	市町村は、第1号被保険者(65歳以上)の保険料を財源として、例えば介護方法の指導や介護をしている家族のリフレッシュ交流会等の「保健福祉事業」を実施することができる。
保険料基準月額	介護保険料は、3年間の運営期間中における介護サービスの提供に要する費用の見込み額から、被保険者の保険料でまかなう金額を算出し、この額を被保険者数等で割ることにより算定される。算定された基準額を12で割ることで、保険料基準月額が算出される。
ミニ・デイサービス	市民活動団体等が、地域の集会場などで、高齢者等を対象に、ふれあいながら楽しいひと時が過ごせるよう、手工芸やレクリエーション、食事などのサービスを提供すること。
民生委員・児童委員 主任児童委員	民生委員法により、住民の立場に立って生活上の相談に応じ、必要な援助を行う支援者として市町村に配置され、都道府県知事(政令指定都市の場合は市長)の推薦に基づき、厚生労働大臣が委嘱する任期3年の職。児童福祉法の児童委員を兼ねている。地域住民の福祉の増進を図る重要な担い手のひとり。 また、平成6年1月から児童福祉に関する事故を専門的に担当する主任児童委員が設置された。

用語	説明
友愛活動推進員	老人クラブから会員を選出し、区長が推薦のうえ市長が委嘱する。任期は3年。地区老人クラブ連合会又は支部単位のチームを編成し、チームごとにひとり暮らし高齢者定期訪問等の活動を行うほか、単位クラブごとの活動員と連携し、声かけなどの日常活動を実施している。
(特別養護老人ホーム等における)ユニット	10人以内の少人数で構成される「生活単位」。特別養護老人ホームは多数の入居者が生活する大きな集団であるため、入居者同士がお互いを知り、なじみの関係を築きやすい居住環境をつくろうとするもの。
ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。
要介護認定	介護保険のサービスを利用するためには、「介護を要する状態にある」という認定を受ける必要がある。サービス利用希望者からの申請により、市町村が訪問調査等を行い、介護認定審査会の審査判定を経て認定する。介護の必要度(要介護度)は、「要支援1・2」「要介護1～5」の7区分に分かれる。
養護老人ホーム	おおむね65歳以上の高齢者のための老人福祉施設で、老人福祉法の規定による措置により入所する。入所要件は、環境上の事情及び経済的事情のあることなどである。入所者及び扶養義務者から負担能力に応じて費用徴収を行う。
横浜市介護保険運営協議会	介護保険事業の円滑な運営のため、横浜市の介護保険の運営に関する重要事項を審議する機関として、平成12年度に条例に基づき設置。市民代表や学識経験者、福祉・保健・医療関係者の計20名の委員により構成されており、本計画等について検討した。
横浜市社会福祉審議会	社会福祉法第7条の規定により都道府県・政令市・中核市に設置が義務付けられており、社会福祉に関する事項(児童福祉、知的障害者福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く)を調査審議する市長の諮問機関。
横浜生活あんしんセンター	市内に在住する判断能力が不十分な高齢者や障害者が安心して生活できるよう権利擁護に関わる相談や日常生活の支援を行う機関で、横浜市社会福祉協議会が運営している。 事業内容は [1]権利擁護事業(①相談②福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス③財産関係書類等預かりサービス) [2]成年後見業務(任意後見・法定後見) [3]障害者110番事業(当事者団体によるピアカウンセリング)。 このうち権利擁護事業は、各区社協あんしんセンター(各区社会福祉協議会)で実施している。
横浜市総合リハビリテーションセンター	横浜市リハビリテーション事業団が運営し、乳幼児から高齢者までの障害又はその疑いのある人たちに対し、地域の関係機関と連携をとりながら、専門的かつ総合的なリハビリテーションを行っている。また、介護に関する専門相談や情報提供、福祉機器の紹介、介護関連従事者を対象とした研修への講師派遣等を実施している。
横浜市中期計画	平成18年12月に策定した横浜市の行政計画。計画年度は2006～2010年度。横浜市の20年を展望した指針として、平成18年6月に策定した基本構想(長期ビジョン)で示されている「市民力と創造力により新しい『横浜らしさ』を生み出す都市」を実現するための最初の5か年計画。

用語	説明
横浜市福祉調整委員会	横浜市の所管する福祉保健サービス及び介護保険サービスに関する市民からの苦情を受け、中立的な第三者機関として、所管課や事業者に対して迅速かつ公正に調査・調整を行い、苦情の解決を図るとともに、福祉保健行政における透明性を確保し、サービスの向上を図る活動を実施している。
横浜市保健医療協議会	横浜市の衛生施策のあり方を検討するために設置された協議会。保健、医療及び生活衛生施策の計画及び評価に関する事項について検討し、市長に報告する。
よこはまふれあい助成金制度	豊かな市民社会の実現のために、市民の自発性のもと、横浜市内で行われる非営利な地域福祉推進事業や障害福祉推進事業の支援を目的として、横浜市社会福祉協議会が実施している助成制度。
老人福祉センター	老人福祉法に基づく、地域の高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーション等のための施設。各区に1館ずつ設置されており、市内在住の60歳以上の人及び付添い者等が無料で利用できる。
老齢福祉年金	国民年金制度が発足した昭和36年当時50歳を超えていた人(明治44年4月1日以前に生まれた人)など、制度上国民年金(拠出年金)の受給資格となる保険料納付済期間を満たすことができない人に支給される年金。本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上などの場合は、全部または一部の支給が停止となる。